

正誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成十七年三月三十一日（号外第七十二号）国土交通省告示第三百八十六号（道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する件）

（原稿誤り）

九十八ページ三段四行目と五行目の間に次のように加える。

第四条中「~~対面接触基準15条第2項~~」の次に「~~対面接触基準17条第3項~~」を加える。

九八三	終りから	十六	適応せず、第9号から第12号の基準は	適応せず、また第9号から第12号までの基準は
百一	十四	直接接触	接触	接触
〃	十五	間接接触	接触	接触
〃	五	別添十七三・一	別添十七三・一	別添十七三・一

百一	「	・ 2 ・ 5 ・ 中 「	・ 2 ・ 5 ・ の次
百一	」	代用液」の次に	に次のように加
二	「	「（圧縮水素ガ	える。
二	」	スを燃料とする	
二	「	田動機にあつて	
二	」	は、代用ガス）	
二	「	」を加え、3 ・	
二	」	1 ・ 2 ・ 5 ・ の	
二	「	次に次のように	
二	」	加える。	
二	「	(N/s)	(N/min)
二	」	(N/s)	(N/min)
二	「	「原動機を始動	「原動機を始動
二	」	する」	」
二	「	(N/s)	(N/min)
二	」	(N/s)	(N/min)
二	「	(N/s)	(N/min)
二	」	(N/s)	(N/min)

百九	表中	ハンドル	ハンドル
一		(絶縁材料)	
		停止面	停止面
		(絶縁材料)	(絶縁材料)
		剛な試験用クイ	剛な試験用クイ
		ヤ	ヤ
		(金属)	(金属)